

# 「働き分」を認めて！ 所得税法 第56条の廃止を



個人事業主の妻や子どもは、働いたのに、働いたことにならない？

小企業・家族経営の多くは、事業主と配偶者、その家族の働きによって支えられています。

56条があることで、家族従業者に支払った給与は必要経費(=人件費)に認められません。

ともに働いて得た収入を、労力に応じて受け取るという、当たり前の権利が、税法によって否定されているのです。

家族の働きを認めない56条  
—どうしてそんな法律があるの？



56条は事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない(条文趣旨)という内容です。家族を世帯主の所有物のように扱った、明治時代の家父長制的「世帯課税」を、引き継いでいるからです。税法が家族従業者の人格・人権を無視するなんてあり得ません。

青色申告にすれば、給料を必要経費にできますが、税務署長に届け出て、認められなければなりません。そもそも、申告の仕方によって、実際に働いている事実を認めたり、認めなかったりすることは、納税者を差別するものです。

どんなに働いても、認められるのは年間86万円!?



個人事業主が白色申告の場合、事業主の所得から、配偶者は年間86万円、その他の家族は50万円が控除されるのみです。この金額が本人の所得とみなされ、低すぎてローンが組めません。国保の傷病手当・出産手当にいたっては、所得認定すらされません。私たちの働き分は、一体どこにいつってしまったのか……

どうしたら56条はなくせるの？

国会で廃止を決めれば、56条はなくなります。そのために、廃止を求める意見書が大きな力になります。いま全国の550を超える自治体から意見書が国会に提出されています。日本弁護士連合会ははじめ諸団体からの意見書や国連からの勧告も出され、「56条をなくして欲しい」という個人署名が広がっています。こうして多数の声を示すことが、56条を廃止する力になります。

**私たち業者婦人を個人として尊重を!**

56条の廃止は、家族一人ひとりの働きをキチンと評価し、一人前の人間として尊重することにつながります。ジェンダー格差の是正、女性の地位向上と経済的自立への一歩になります。

## 家族従業者の働き分を正當に評価し、 人権を保障するため、請願署名にご協力ください

全商連婦人部協議会

〒171-8575 東京都豊島区目白2-36-13

TEL03-3987-4391 FAX03-3988-0820 info@zenshoren.or.jp